

伊賀市社会協議会平成18年度事業活動収支決算書

(自)平成18年4月1日 (至)平成19年3月31日

(単位:円)

勘定科目		本年度 決算額	前年度 決算額	増減	
事業活動 収支の部	収入	会費収入	15,913,800	6,032,500	9,881,300
		寄附金収入	4,432,684	2,618,119	1,814,565
		経常経費補助金収入	193,242,156	57,436,816	135,805,340
		助成金収入	2,864,390	1,514,000	1,350,390
		受託金収入	151,133,581	82,126,012	69,007,569
		事業収入	26,768,630	10,493,797	16,274,833
		共同募金配分金収入	23,252,655	9,773,266	13,479,389
		介護保険収入	858,314,585	358,473,028	499,841,557
		利用料収入	42,619,533	13,271,534	29,347,999
		雑収入	2,520,227	1,129,682	1,390,545
		引当金戻入	20,662,372	9,717,738	10,944,634
		国庫補助金等特別積立取崩額	725,207	84,000	641,207
		事業活動収入計(1)	1,342,449,820	552,670,492	789,779,328
	支出	人件費支出	927,787,089	957,927,184	△ 30,140,095
		事務費支出	59,319,747	60,767,718	△ 1,447,971
		事業費支出	169,658,977	181,475,248	△ 11,816,271
		分担金支出	53,000	218,689	△ 165,689
		助成金支出	22,978,062	22,229,794	748,268
		負担金支出	0	257,000	△ 257,000
	減価償却費	19,308,673	21,035,961	△ 1,727,288	
	引当金繰入	26,847,181	38,657,180	△ 11,809,999	
	事業活動支出計(2)	1,225,952,729	1,282,568,774	△ 56,616,045	
	事業活動収支差額(3) = (1) - (2)	38,862,518	59,881,046	△ 21,018,528	
事業活動外 収支の部	収入	受取利息配当金	575,051	292,884	282,167
		会計単位間繰入金	16,459,397	23,522,831	△ 7,063,434
		経理区分間繰入金収入	35,004,352	73,269,321	△ 38,264,969
		事業活動外収入計(4)	52,038,800	97,085,036	△ 45,046,236
	支出	会計単位間繰入金支出	12,395,640	12,385,431	10,209
		経理区分間繰入金支出	40,418,549	84,269,321	△ 43,850,772
		雑損失	△ 203,761	0	△ 203,761
	事業活動外支出計(5)	52,610,428	96,654,752	△ 44,044,324	
	事業活動外収支差額(6) = (4) - (5)	△ 571,628	430,284	△ 1,001,912	
	経常収支差額(7) = (3) + (6)	38,290,890	60,311,330	△ 22,020,440	
特別収 支	収入	施設整備等補助金収入	2,810,000	0	2,810,000
		施設整備等寄附金収入	600,000	8,539,633	△ 7,939,633
		固定資産売却益(売却収入)	△ 8,551	203,105	△ 211,656
		国庫補助金等特別積立金取崩額	200,000	0	200,000
		特別収入計(8)	3,601,449	8,742,738	△ 5,141,289
	支出	固定資産売却損及び処分損(売却原価)	994,030	1,664,464	△ 670,434
	国庫補助金等特別積立金積立額	400,000	1,580,000	△ 1,180,000	
	特別支出計(9)	1,394,030	3,244,464	△ 1,850,434	
	特別収支差額(10) = (8) - (9)	2,207,419	5,498,274	△ 3,290,855	
	当期活動収支差額(11) = (7) + (10)	40,498,309	65,809,604	△ 25,311,295	
繰越活 動 収支差 額の部		前期繰越活動収支差額(12)	416,864,422	363,562,563	53,301,859
		当期末繰越活動収支差額(13) = (11) + (12)	457,362,731	429,372,167	27,990,564
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		基本金組入額(15)	0	0	0
		その他の積立金取崩額(16)	1,026,225	11,898,178	△ 10,871,953
		その他の積立金積立額(17)	79,954,582	24,405,923	55,548,659
		次期繰越活動収支差額(18) = (13) + (14) - (15) + (16) - (17)	378,434,374	416,864,422	△ 38,430,048



どうしよう、困ったなあ。どこへ相談しよう・・・



介護保険の要 介護認定を受 けたいけれ ど、どうした らいい？	おばあちゃんの 物忘れがひど くなったので、 ヘルパーさん に来てほしい	デイサービス に行くにはど こに申し込め ばいい？	高い布団を 買ってしまっ て困っている んだけど・・・	障がいのある 子どもの就学 や就職はどう したらいい？
多額の借金を 抱えてしまっ て・・・	夫が急に病氣 に・・・ 明日からの生 活どうすれば いい？	子どもの進学 のための学費 工面ができな くて・・・	もしかして虐 待かな？	家族が引きこ もっているん だけれどどう したらいい？



あなたの困りごとを、 共に考えます。

平成19年4月1日
OPEN

伊賀市社会福祉協議会各支所に、「ふくし相談支援センター」を開設しました

「ふくし相談支援センター」は、伊賀市社会福祉協議会が伊賀市より委託を受け、地域包括支援センター・障害者相談支援センター・健康福祉課・高齢者ふくし相談室(*)・各相談機関等と連携し、次のことを実施します。

- 市民の困りごとの発見や、聞き取りを行い、適切な窓口への連絡調整を行います
- さまざまな困りごとが解決出来るよう、社会福祉士を配置し、総合的かつ専門的な相談支援を行います
- 地域の福祉活動を支援し、関係機関と連携して転倒予防及び家族介護教室等を開催します

どうぞ、お気軽にご相談ください。

* 高齢者ふくし相談室・・・旧施設併設の在宅介護支援センター

1 開設時間

月曜日から金曜日の、
午前8時30分～午後5時15分
(電話による相談は、専用電話により
午前7時～午後10時まで)

※ただし、事前にご連絡いただければ、
土・日・祝祭日、年末年始、夜間等
ご希望の時間帯に相談をお受けす
ることも可能です。

相談方法

面接、訪問、電話、E-mail、FAX 等

上野 ふくし相談支援センター

☎0595-21-8123
伊賀市上野中町2976-1
上野ふれあいプラザ3階
FAX 0595-26-0002
E-mail: ue-soudan@hanzou.or.jp

担当区域

旧市街地
久米地区
古山地区

阿山 ふくし相談支援センター

☎0595-43-0234
伊賀市馬場1128-1
阿山保健福祉センター
FAX 0595-43-1577
E-mail: aya-soudan@hanzou.or.jp

担当区域

阿山地区
諏訪地区
府中地区

いがまち ふくし相談支援センター

☎0595-45-1123
伊賀市愛田513
いがまち保健福祉センター「愛の里」
FAX 0595-45-1050
E-mail: iga-soudan@hanzou.or.jp

担当区域

伊賀地区
中瀬地区
友生地区

大山田 ふくし相談支援センター

☎0595-47-1234
伊賀市平田656-1
大山田福祉センター
FAX 0595-47-0780
E-mail: oo-soudan@hanzou.or.jp

担当区域

大山田地区
依那古地区
比自岐地区
ゆめが丘地区
猪田地区

島ヶ原 ふくし相談支援センター

☎0595-59-3456
伊賀市島ヶ原4743
島ヶ原老人福祉センター「清流」
FAX 0595-59-3145
E-mail: shima-soudan@hanzou.or.jp

担当区域

島ヶ原地区
花垣地区
新居地区
小田地区
三田地区
花之本地区
長田地区

青山 ふくし相談支援センター

☎0595-52-3123
伊賀市阿保1988-1
青山福祉センター
FAX 0595-52-3555
E-mail: ao-soudan@hanzou.or.jp

担当区域

青山地区
神戸地区

当センターで受け付けた相談の個人情報等の秘密は守ります。

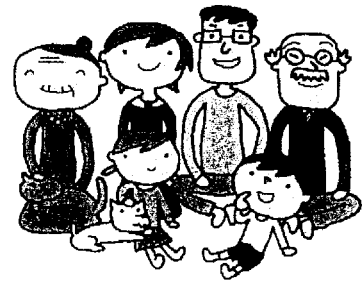
伊賀発!!
平成18年8月
開設

伊賀地域福祉後見 サポートセンター開設

成年後見制度の利用をお手伝いします。

支援が必要な方が、判断能力が低下したときに有効なしくみとして、家庭裁判所を利用した「成年後見制度」があります。しかし、成年後見制度は、まだまだなじみがなく、広く使われているとは言えません。

伊賀地域福祉後見サポートセンターは、成年後見制度が使いやすいことをめざして、相談・助言、情報提供、申立て手続き支援、後見人等の候補者の養成・確保、利用についての調整などを行います。また、後見人等になられた方に対する相談支援の機能も併せ持ったセンターです。



支援が必要な方

支援を必要とされる方が、主に伊賀市・名張市在住の方ならどなたでもご利用いただけます。(ご本人、ご家族、関係機関等)

開設時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
但し、祝日、年末年始は除きます。

費用

相談費用は無料です。
但し、申立手続きや診断書・鑑定書作成の実費経費等は別途必要です。



伊賀市、名張市、社会福祉協議会、
地域内の司法・福祉関係機関等と
連携します。

相談

成年後見制度利用支援

成年後見制度を必要とする人や、申立をしようとする人に対して、成年後見制度を利用しやすくするための支援を行います。

具体的には、

- 1 市民や関係機関からの相談及び助言
- 2 成年後見制度の申立手続きについての支援
- 3 市民や関係機関への権利擁護に関する情報提供

福祉人材バンク

地域で権利擁護活動に関心のある人に対して研修を行い、成年後見人等の候補者として登録できるようにします。

後見人サポート

成年後見人等になった人に対する支援として、後見人等が困った時に気軽に相談に応じます。

啓発・研修

法人後見支援

あなたの「不安」を「安心」に変える・・・

伊賀地域福祉後見サポートセンター

〒518-0869 三重県伊賀市上野中町 2976-1

上野ふれあいプラザ3階 伊賀市社会福祉協議会内

☎ 0595-21-9611 / FAX 0595-26-0002

E-mail : kouken@hanzou.or.jp

地域とつながる裁判所を目指して

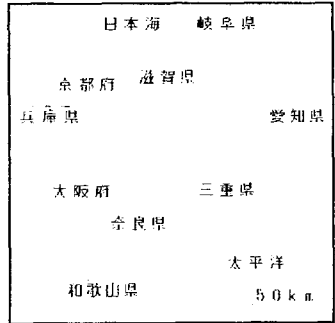


広島高等裁判所第1部

判 事 森 脇 淳 一

私は、平成13年4月から昨年3月までの4年間、津地方・家庭裁判所伊賀支部及び伊賀簡易裁判所（以下、「伊賀支部」といいます。）で、書記官、事務官、執行官ら14名とともに、約19万人の管轄区域内のほとんどの1審裁判（刑事、民事、家事）を、裁判官としては私1人で（ですから、自動的に「支部長」になります。）担当させていただきました。

私は、より国民に身近で、利用しやすい裁判所を作りたいと願って裁判官になったこともあり、初めての支部長職に張り切って、着任してまず、当時の2市3町2村の役場（現在は、市町村合併により、伊賀市と名張市の2市になっています。）にあいさつ回りをしました。また、（伊賀支部管内位置図）



地域の子供会や学校、婦人会の方々などに、裁判傍聴や、私のつたない話を聞きに来ていただき、来庁者の方には、何か裁判所で改善すべきことはないか尋ねました。そして、知人の新聞記者の紹介で知り合いになった、市役所の生活保護担当者や、地域の社会福祉協議会（以下「社協」という。）、社会福祉法人、医療法人（精神科病院）の職員の方々からは、それまでほとんど知らなかった地域福祉権利擁護事業や、地域生活支援など、さまざまな地域の福祉サービスの状況を教えていただくとともに、成年後見制度の利用が是非とも必要な多くの方がいらっしゃるものの、その利用に当たって様々な問題があることなども知りました。それらの知識は、私の仕事の上でも、大いに役立ちましたし、また、私

からも、裁判所の利用方法についてアドバイスさせていただいたりしました。さらに、社協で、「福祉後見サポートセンター」という組織を作るための調査研究を行うことになり、私も、平成12年に始まった成年後見制度について説明する講師として、何度か研究会に呼んでいただきました。丁度そのころ、成年後見等の申立てが増えるにつれて、親族に適当な後見人等の候補者がおらず、かといって、本来、そのような事例で後見人等になっていただくべき地域の弁護士や司法書士は少なく、どなたも手一杯で、困った事例がありました。そこで、家庭裁判所の立場から、福祉後見サポートセンターの役割として、申立て及び親族後見人等の支援に加え、法人後見人等を引き受けたり、後見人等候補者の養成などもしていただきたい旨お話しし、互いに勉強を続け、私が離任するまでに、数件の事件について、社協を後見人等に選任し、その後、順調に後見等の業務を行っていただいているようです。



(伊賀支部近くの上野城)

った場合、相手方当事者から、裁判所が相談に乗った当事者の味方をしたように誤解される危険性があり、そうなると、裁判所にとって最も大切な公平さや公正さを疑われてしまうからです。また、裁判所ではなく、他の専門家や行政窓口相談すべき問題ではないかと思っても、それら専門家の所在や、適当な行政窓口が分からず、途方に暮れることもありました。そこで、何とか、地域の様々な専門家や行政窓口担当者、ど

ところで、伊賀支部の窓口には、多くの、様々な生活上の困りごとを抱えた方が来られました。しかし、何とか力になりたいと思っても、裁判所では、その相談に乗ることはできず、せいぜい手続の説明しかできません。なぜなら、もし将来、その方が何らかの事件の当事者にな

ここで、何が解決できるかという情報交換ができないものか、また、きっと、それら相談窓口にも、裁判所で取り扱うべき問題が持ち込まれているのに、窓口担当者の知識不足で、なかなか裁判所にたどり着けない相談者もいるのではないかと考えていました。そんな話を、社協の方にお話ししたところ、その方も同じ考えでいらしたことから、社協に事務局を置いて、地域の相談業務を担当している方々の勉強会を始め、私も、できる限り参加させていただきました。毎回、交互に講師となつてうかがった、生活保護制度の詳細や、在宅障害者の生活支援事業、女性相談員の活動などについてのお話は、いずれも、目の見開かれるようなものばかりでした。私からも、どのような問題についてどのように裁判所を利用すべきか、という観点から話させていただきました。その後、その勉強会を母体に、「伊賀相談ネットワーク」が設立され、外国人の生活相談等の活動をしているNPO代表者や、警察安全相談を担当している地元警察署の警察官など、様々な分野で相談業務に従事している方からお話いただくなどして、互いに学び、それぞれの相談業務に生かす取組みを続けておられます。参加者の中には、家裁伊賀支部や伊賀簡裁の調停委員も兼ねていらっしゃる地域の民生委員らも多くおられるので、きっと、そこで学んだことが、裁判所における調停にも生かされるとともに、裁判所と地域とが、より密接につながるきっかけになるのではないかと期待しています。

裁判所を、より身近で、利用しやすい存在にしたいという私の願いは、反面、難しい問題をはらむものでもあり、前任地の伊賀支部で、その目標に近づけたのかどうか、甚だ心許ないのですが、今後とも、微力ながら、そのための努力を続けたいと考えています。



広島高等裁判所広報紙

「ひろしまこうさい広報【第7号(2006年1月発行)】」

第Ⅰ部 地域ケアシステムと伊賀市社協事業

地域ケアシステムの構築を目指して

1. 地域ケアシステム形成の経過と位置づけ

住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けるということは、そう簡単には実現しない。人生の途中で病気や事故、職を失うなど、偶発的な出来事によって人生の航路が大幅に狂ってしまうことがある。これは誰にでも起こりえることである。そのために社会福祉を含む各種の社会保障制度や私保険が準備されている。しかし、これらのしくみは複雑に細分化され、それを使うためには一定の条件があり、必要とする制度やサービスにたどり着くこともまた容易ではない。

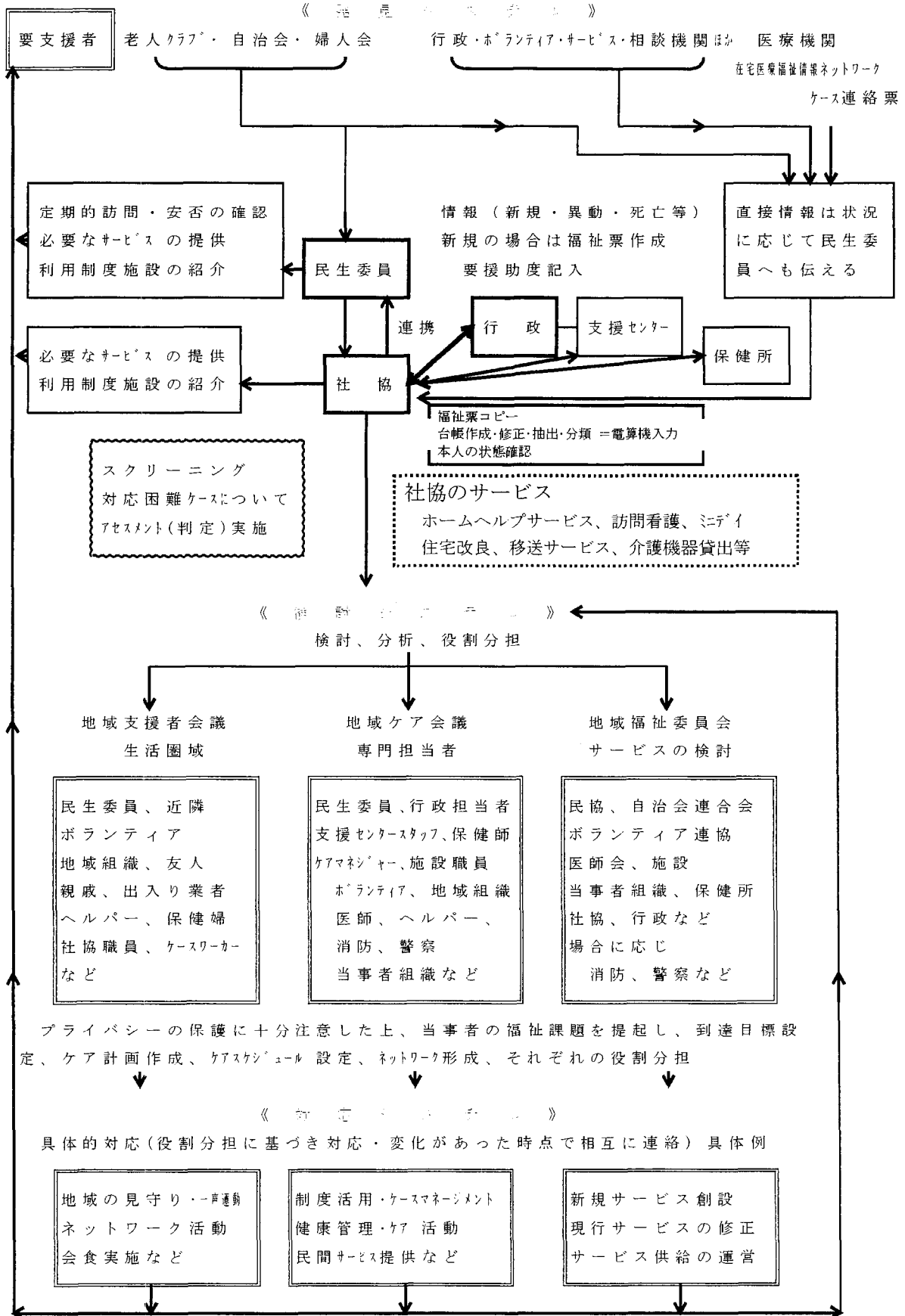
核家族化の進展に伴って介護や育児など各種家族機能が低下し、生活課題が生じる。従来はこれを地域の住民が支援してきたが隣近所の支援（地域共同体）もその機能が低下し、都市部などでは既に崩壊している地域さえある。しかし社会福祉協議会は住民に福祉に参加していただき、新たな地域共同体を創造していく役割がある。それは、地縁や血縁を中心としてきた従来のムラ社会から、同じ地域にとともに暮らす住民としての地域づくりでもある。行政が何をやってくれるかではなく、住民である我々は何ができるかへの発想の転換が社会福祉協議会の役割である。

生活の範囲が拡大している中、何らかの障害のある人など生活課題を持つ人の生活範囲や人との関係は狭くなりがちである。生き甲斐や自己実現はこうしたこととも関連していると考えられる。人と人のつながりを紡いでいき、「このまちで暮らしていてよかった」と思える地域づくりこそが社会福祉協議会の目標である。そのためには、地域の中にいくつかの仕掛けが必要となる。

まずは、ニーズ発見の仕組みである。次に発見されたニーズを分析・共有するための仕組みがあり、次いで課題を解決するための仕組みへとつながる。ニーズを分析・共有する仕組みには3階層がある。いずれの場合もコーディネーターとなる社協スタッフは事前に問題点をある程度明らかにし、関連する資料を整えておく必要がある。

できる限り早期に援助を必要とする人を発見し、援助に関する機能や、対応体系（システム）を分担することによって、それぞれの限界を補完し合うことをめざして昭和60年度から、地域ケアシステム（図参照）の構築につとめてきた。その後制度の改変や合併など紆余曲折がありながらも、社会福祉協議会が地域福祉をすすめる基本的な枠組みとして現在も機能している。

地域ケアシステムの概略



2. ニーズへのこだわり

とりわけこだわったことは、たった一人のニーズの解決や充足無くしては、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることが困難だと考えた点である。多くの場合、一人のニーズに地域のニーズが集約されている、または地域のニーズを代表しているからである。なぜなら、ニーズの構成要素を社会環境、身体機能、精神心理^{*1}と仮定したとき、いかにニーズが多様であれ、地域という共通の社会環境の中では、身体機能や精神心理的な要素が仮に同じであれば同様のニーズが生じる可能性がある。一人のニーズが顕在化し、それが充足されれば同様のニーズを潜在的に持つ人のニーズは顕在的に存在する。

多くの人は通常、自分自身がどのようなことに困り、願っているかに気づいていない、または困っていることをうまく説明できない状態であって、そのことが説明できるようになった時点でニーズとなるからである。本人にとってニーズに気づいていない時点ではどのような解決方法も想像し得ない。しかし、ワーカーが本人と遭遇し、潜在化したニーズと直面したとき、ワーカーはニーズを顕在化させる最大限の努力を払う。困りごとや願いがワーカー、本人共に共通認識された時点で真のニーズとなる。ニーズが認識されれば、解決の方向性を見定め、具体的な解決策を模索することができる。

また、ニーズに遭遇したときに取るべきワーカーの態度は、本人の立場に立って考えてみることである。本人がおかれた環境、本人の身体状況、本人の思いや経験であれば、どのようなことに困り、どのようなことを願うかを可能な限り想像してみることである。

次にその想像が正しいかどうかについて、さらに本人から情報を得たり確認していく作業が必要となる。これによって相互に信頼関係が強化され、真のニーズを見つけていくことができる。本人とワーカーの出会いは化学反応のように相互に作用しながら共に変化する関係の始まりでもある。

3. 早期解決を可能にする「発見」

中でも発見は重要な部分である。ニーズはとかく引き籠りがちで、表面化しない傾向にある。とはいえ、ワーカーが1軒1軒を訪問してニーズを把握して回ることは極めて困難である。このため、ニーズを発見し、集められるしくみを地域の中につくっておくことが重要となる。

ニーズがとかく潜在化してしまっ探さなければならないという背景には、1.自分自身の困りごとや願いについて具体的に説明することが困難、2.何らかの生活上の問題が生じたとき、どこに相談に行けばいいのかわからない、手続きの方法がわからないといったサービスへのアクセスの悪さ、3.どのようなサービスがあるのかといったサービス情報の不足、4.世間体など地域社会でのサービス利用に対する意識がサービスの利用を抑制してしまう、5.利用者の生活課題を解決するという視点ではなくサービス提供条件に合致するかどうかでサービス供給が決定され、縦割りの官僚組織のなかでたらい回しされることが多いため利用が敬遠されてしまうといったことがある。

さらに従来の福祉サービスの提供は申請主義で、本人からの申請がなければニーズがないと判断されてしまう傾向にあった。「利用されてはいかがでしょうか」といったサービ

*1 白澤政一：「利用者のニーズに基づくケアプランの手引き－星座理論を使って」、中央法規（2000）

スを出前する発想には乏しかった。結果として家族や近親者だけで解決しようということになりがちで、解決の糸口を見いだせないまま混乱に拍車をきたし、問題が一層複雑になってしまう。こうしているうちに家族のストレスも増大し、場合によっては虐待につながる。もっと早くに相談していただければほかの解決方法もあったのにと口惜しい思いをした例がいくつもあった。このため、何らかのニーズのある人を早期に発見するしくみづくりに着手した。

また、ニーズの把握は個別ニーズの把握と共に、地域全体のニーズの傾向を把握することも必要となる。個別のニーズを元に地域の福祉課題を把握し、集団調査でその裏付けを取るといったイメージである。

民生委員の協力を得て昭和 60 年度に行った寝たきり老人調査はサービス提供や相談で感じていたとおり、およそ 8 割の介護者がストレスによるものと思われる自覚症状を訴えていることから早急な解決策の提供が必要と考えられた。この結果は、その後組織化する在宅訪問ボランティアグループ、さらにその後の早朝夜間毎日訪問型ホームヘルプサービス等々各種在宅福祉サービス推進の原動力となった。

1) 早期発見や情報蓄積の効果

常時個人的福祉情報をファイル化しておき、早期にその変化を発見することで、多面的な対応が図れ、十分な課題解決効果が期待できる。

従来から社会福祉協議会では夏期と歳末に見舞いを実施してきており、一人暮らしや寝たきり状態の高齢者の台帳があった。ただ、年に 2 回しか更新されておらず、内容も氏名、住所、生年月日のみで必要な目的には使いづらいものであった。

昭和 60 年度に行政スリム化の一環として障がい者団体はじめ多くの事務局が市行政から社会福祉協議会に移った。民生委員児童委員協議会（民生委員児童委員はみなし公務員で守秘義務が課せられている）もその一つだった。

これを契機に、厚生労働大臣委嘱のみなし公務員で守秘義務のある民生委員児童委員に、寝たきり老人、一人暮らし老人、身体障がい者、知的障がい者、母子、父子、児童、生活困窮者の各福祉票（これらに加え高齢者世帯及び精神障がい者の福祉票）を配布し、該当者を発見次第、詳細な内容を把握、記録し、社会福祉協議会へ届けていただくことから始めた。福祉票が届けられると民生委員から主な課題等の詳細について確認し、必要に応じて民生委員と共に訪問して解決にあたった。必要な手続きをとったり専門機関につないだりといったことを民生委員と共に実施していった。

2) 職員が民生委員と共に問題解決

当初名誉職と捉えていた民生委員のメンバーにも地域の課題解決の役割であることが次第に認識され、地域住民も民生委員の職務を生活保護世帯への支援と理解していたが徐々に生活上の課題を解決する役割であるとの認識に変化していった。民生委員と共に解決に取り組むことで民生委員の問題解決能力も高まっていった。解決方法が民生委員に共有されれば、同様のニーズを発見した場合、民生委員の段階である程度の解決を行っていただけるようになる。ベテランの民生委員ほど解決困難な事例を持ち込むので、社協職員としても一層課題解決能力を高めることが求められる。

平成元年からは民生委員を中心に頻繁に自治会を単位とした小地域で福祉懇談会を開いていただき、事務局長はじめ職員が社会福祉協議会や民生委員の役割、地域福祉、福祉サービスについて解説していったことも住民の福祉理解を促進した。

3) 福祉課題を社協へ持ち込めば何とかなるという気運を醸成

こうした地道な努力の結果、何か困ったことがあれば民生委員や社会福祉協議会に相談すれば解決できるという信頼性を得ていくことになり、ニーズを早期に発見する手段はほぼ確立していく。同時に独自にコンピュータシステムの開発に着手し、それまでは紙の台帳で管理していた情報をコンピュータに入力して検索・分類・集計を容易にした。また、集められた情報は担当民生委員ごとにリストとして印刷し、日常の訪問活動に役立てていただいている。こうした双方向の情報交換が民生委員と社会福祉協議会との関係を一層強固なものにした。

民生委員のほか、ホームヘルパーや保健師などのサービス提供者からも情報が入る。平成5年度からは医師会の協力も得て医師からも情報が入ることになった。介護などのニーズは多くは医療機関で最初に把握される。

特に病院からの退院は本人や家族にとって大きな変化となる。不安が大きければ大きいほど退院が困難になる。医師から退院を告げられたとき本人や家族は次のような気持ちを抱く。

- ・ 病院では十分なリハビリテーションや治療が受けられるが在宅では無理だと思う
- ・ 病院の設備はバリアフリーで、在宅は段差だらけだから動けなくなるのではないか
- ・ 在宅での介護を家族だけで(一人で)できるだろうか
- ・ どう介護したらよいかかわからない
- ・ どこに相談に行けばどのようなサービスを受けられるかわからない
- ・ 施設や福祉サービスを利用することについて家族が近親者から残酷と思われまいだろうか
- ・ 施設や福祉サービスを利用することは恥ずかしいことと思うので利用できない

こうした思いを明確化しながら解決方法を共に探っていくのである。施設からの退所についてもこれと同様の手法が使える。

こうして病院内でのカンファレンスが行われ、社会福祉協議会との関係が強固になり、結果として病院に地域型在宅介護支援センターを設置することになる。

【民生委員児童委員へのニーズ発見の説明文書】

地域には様々な人が暮らしています。通常は問題なく暮らしているのですが、失業など経済的な事情や、病気やケガなど身体的な状況、人間関係によるストレスや虐待など、ほんの少しのきっかけで通常の暮らしが困難になります。こうしたことは誰にでもあり得ることで、だからこそ助け合いや福祉サービスが必要となります。

こうした生活が困難になる状況は突然訪れるため、本人や家族だけでは解決方法が見いだせず、時間の経過と共に問題が複雑に絡み合ってしまうことも少なくありません。

ですから、できるだけ問題が起こらないよう予防することや、問題をより早期に発見することが重要です。